

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 Tansa
理事長 渡辺 周 様

内閣府大臣官房長
原 宏彰

令和4年9月28日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないこととしましたので、通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。
※府総第924号令和4年9月26日付で開示の実施をした文書（4枚）を除く。

- 2 不開示とした部分とその理由
開示請求に係る行政文書を作成、取得しておらず、保有していないため、不開示とする。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 3 担当課等
内閣府大臣官房総務課
電話：03-5253-2111（内線31221）